

障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

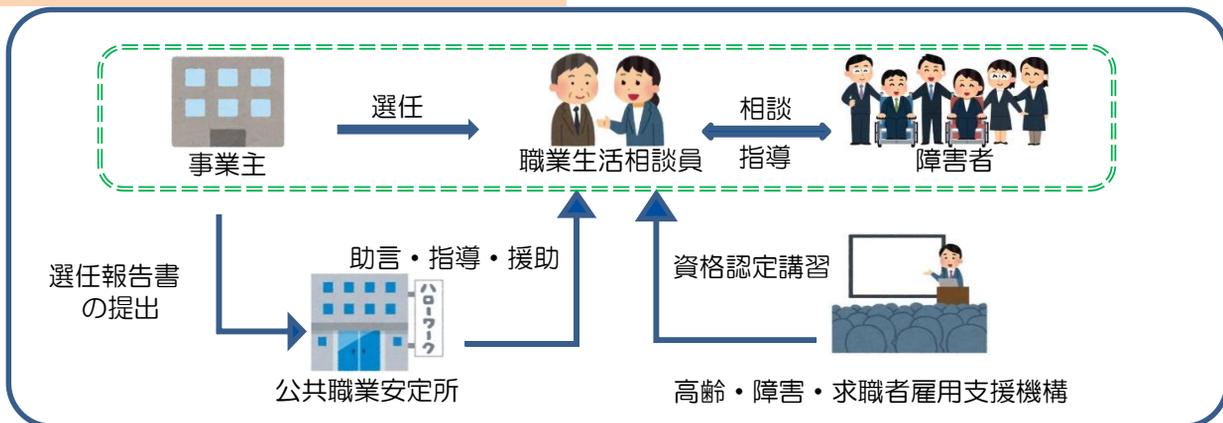
このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等で**障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者職業生活相談員のしくみ

※国や地方公共団体等の公務部門に勤務する方を対象とした講習は労働局で実施しています。



障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

障害者職業生活
相談員の詳細は
こちら→



障害者職業生活相談員になるには

厚生労働省令で定める資格要件を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の届け出をすることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

◆厚生労働省で定める資格要件 ※「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「 障害者職業生活相談員資格認定講習 」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

(※) 「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

障害者職業生活相談員資格認定講習（長崎開催分）

日 程	11月 6日（月）【1日目】	12時30分～16時45分	（オンライン形式）
	11月 7日（火）【2日目】	12時30分～16時35分	（オンライン形式）
	11月21日（火）【3日目】	9時10分～16時40分	（集合形式）
<p>※オンライン形式の2日間、集合形式の1日間、計3日間の講習、全てを受講した者に対してのみ修了証を交付いたします。</p> <p>※オンライン形式で受講する環境を整えることが出来ない方は、当支部にて受講することができますので、申込書の該当欄にチェックをいれてください。</p> <p>※オンライン形式2日目終了した後、確認テストとアンケートがあります。</p>			
会 場	<p>1日目・2日目：任意の場所</p> <p>3日目：長崎県建設総合会館 8階大会議室（長崎市魚の町3番33号）</p>		
募 集 人 数	40人（先着順ではありません）	受 講 料	無料
受 講 対 象 者	<p>障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方。個人でのお申込みは受け付けておりません。</p>		
申 込 方 法	<p>令和5年9月1日以降に掲載予定の申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、電子メールにて、当支部高齢・障害者業務課へご提出ください。</p> <p>※申込書様式は、9月1日以降、当支部のホームページからダウンロードください。</p> <p>※電子メールでのみ申込みを受付ます。申込みメール受信後、1週間以内に当支部から申込み受付メールを返信いたします。</p> <p>＜ホームページへのアクセスは以下のコードもしくは検索ワードをご活用ください。＞</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> JEED 長崎 生活相談員 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; font-weight: bold; font-size: 18px;">検索</div>  </div> </div> <p>https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagasaki/seikatsusoudanin.html</p>		
申 込 受 付 期 間	<p>令和5年9月1日（金）から令和5年9月25日（月）</p> <p>※申込み期間以外は受け付けられませんのでご注意ください。</p>		
受 講 可 否 の お 知 ら せ	<p>10月の第2週に申込み者全員にお知らせいたします。</p> <p>定員を超えるお申込みがあった場合、受講をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。</p>		

受講条件など

○受講は無料ですが、交通費やインターネットの通信費用等は自己負担になります。映像、音声などのやりとりにより、データ通信量が大きくなる場合があるためご注意ください。

○講習内容の録画・録音、撮影等は行わないでください。

○申込書（様式1号裏面）の「オンライン配信受講に係る受講規約」をご確認、ご了承の上での受講をお願いします。

環境のご確認

○受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保した上で、受講して下さい。

フリーWi-Fiなど暗号化されていないネットワークは使用しないでください。

○オンライン配信は、Zoomを使用します。端末には最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。

○オンライン配信が受講できる環境であるかを確認するために、受講開始前に接続テストを行いますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

らしく、はたらく、ともに

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

長崎支部 高齢・障害者業務課

TEL : 0957-35-4721

住 所 : 諫早市小船越町1113番地 ポリテクセンター長崎内

以下の項目を全てご確認いただき、受講環境を満たすかご自身でご確認の上お申込みください。

- ・インターネットに接続できる端末（パソコン・タブレットなど）を用意できる。
- ・パソコンにカメラがついている。またはWEBカメラを用意できる。
- ・安定して動画を閲覧可能な通信回線を用意できる。